三、右ノ件ニ関シテハ本件関係被告訴人両名ノ外左記三名ノ者ニ対シ調査度候

東京市下谷区[illegible]寺町四百三十五番地
高橋慶治
明治三十年十二月十三日生

東京府荏原郡大井町坂下二千六百七十八番地
武井原松
明治三十三年五月[illegible]日生

東京府荏原郡荏原町下蛇窪百四十七番地
畑山三郎
明治三十五年四月三十二日生

四、更ニ右件証人トシテノ左記三名ヲ市取調相成度候

東京市芝区仲門前町一丁目五番地
弁護士 岡本政二
明治三十五年十一月生

東京府荏原郡荏原町上蛇窪二百名十三番地
弁護士 坂本敏男
明治三十五年十二月十日生

東京市[illegible]区[illegible]杉山区町二十四番地
弁護士 楊井英太郎
明治十四年二月廿[illegible]日生

五、右ノ中英国日前記印顕計算及ビ手帳三冊ハ本社ニ郵送ニ付シ[illegible]候ヲ会社トシテ全ク不安ニ堪ヘザル次第ナルヲ以テ相当時取調ノ上市処分相成度候旨告訴候也

昭和六年十一月[illegible]日

右代表者 杉山二

三田警察署長殿

[illegible]

[illegible]

【資料の一】 七人弁護士であった「鐘紙の犬」は社長鐘紙庄太郎の犬であるばかりでなく、社員を犯したときは人の犬を殺すのである。

【資料の二】 鐘紙の出張所で鐘紙の制服代から[illegible]が[illegible]

[illegible]

サイクロ[illegible]

[illegible]

(イ)一人一ケ月十[illegible]円の[illegible]

(ロ)[illegible]

(ハ)[illegible]

(ニ)[illegible]

(ホ)[illegible]

アイドル制の実施と勤務條件の切下げ

(イ)一人一ケ月十[illegible]円の[illegible]

(ロ)[illegible]

(ハ)[illegible]

(ニ)[illegible]

(ホ)[illegible]

八月一日

[illegible]

だが、この協定後の会社の実行方法は次の通りであった。

(イ)[illegible]